



KANAGAWA

かながわの海岸



平成21年11月

神奈川県



目次

- I 海岸の概要 1
 - 1. 県のすがた 1
 - 2. かながわの海岸 1
 - 3. 海岸の位置 2
- II 海岸線の現況 4
 - 1. 海岸線の延長 4
- III 海岸の管理・保全 6
 - 1. 海岸法の概要 6
 - 2. 海岸保全基本計画 7
- IV 海岸事業の概要 8
 - 1. 侵食対策事業 8
 - 2. 高潮対策事業 14
 - 3. 津波対策事業 16
 - 4. 湘南海岸砂防林事業 17
- V これからの海岸保全 18
 - 1. 相模湾のなぎさづくり 18

〈参考〉津波・高波・侵食はなぜ起こるのか? 19
 〈参考〉海岸保全工法 20
 付録) 海岸の管理組織図

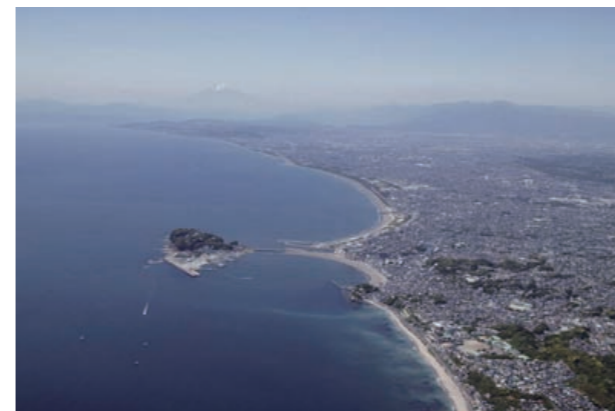
I 海岸の概要

1. 県のすがた

神奈川県は関東平野の南西部に位置し、東側は東京湾、南側は相模灘に面しています。北側は東京都に接し、横浜、川崎を中心とする都市化が進んだ東部、丹沢、箱根など、緑豊かな山なみに抱かれた西部、「神奈川の母なる川」相模川を中心とした中部、美しい海岸線が連なる湘南や三浦半島など、大変多様性に富んだ土地柄です。面積は約2,400km²で全国42番目、狭い方から6番目です。人口は平成21年9月1日現在900万3840人で、東京都についで全国第2位です。気候は温暖で平均気温15～16℃、年間降水量は平野部で1,600mm程度となっています。

2. かながわの海岸

神奈川県の海岸は、東側の東京湾沿岸と南側の相模灘沿岸に区分されます。東京湾沿岸内湾部は、そのほとんどが港湾施設として利用され、我が国最大の経済活動拠点として中枢を形成しています。加工貿易港として産業を支える川崎港、全国有数の取扱量を誇る横浜港、海岸線の入り組んだ天然の良港である横須賀港など、特徴的な首都圏の港湾が存在します。一方、相模灘沿岸は、太平洋に面した開放型の区域で変化に富んだ自然海岸が多く残されています。また、この地域は沿岸漁業が盛んであるとともに、海水浴や海洋スポーツ等のレクリエーション活動の場として、また、海洋生態の学習環境としての水族館・漁業体験活動など、首都圏近郊の貴重な自然学習環境が備わっています。相模湾奥部に位置する大磯海岸は、明治時代における我が国の海水浴発祥の地として、江の島（湘南港）は、東京オリンピックにおけるヨット競技の拠点として存在してきた歴史があります。



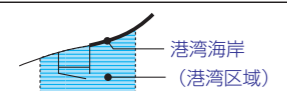
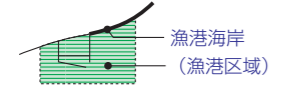
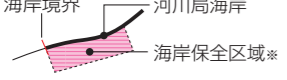
相模灘沿岸（藤沢海岸）



東京湾沿岸（横浜港）

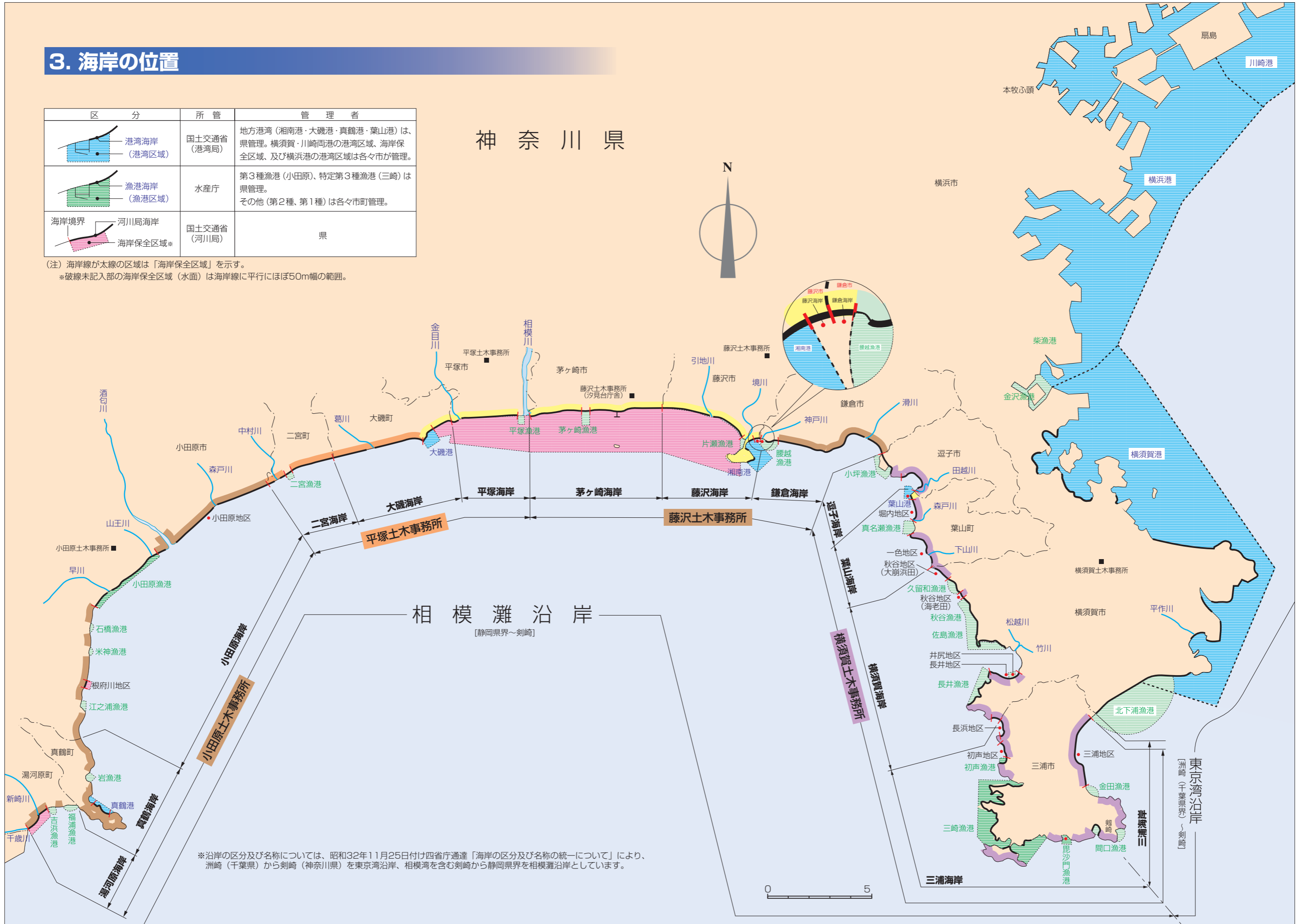


3. 海岸の位置

区分	所管	管理者
 港湾海岸 (港湾区域)	国土交通省 (港湾局)	地方港湾(湘南港・大磯港・真鶴港・葉山港)は、 県管理。横須賀・川崎両港の港湾区域、海岸保 全区域、及び横浜港の港湾区域は各々市が管理。
 漁港海岸 (漁港区域)	水産庁	第3種漁港(小田原)、特定第3種漁港(三崎)は 県管理。 その他(第2種、第1種)は各々市町管理。
 河川局海岸 海岸保全区域*	国土交通省 (河川局)	県

(注) 海岸線が太線の区域は「海岸保全区域」を示す。
*破線未記入部の海岸保全区域(水面)は海岸線に平行にほぼ50m幅の範囲。

神奈川県



*沿岸の区分及び名称については、昭32年11月25日付け四省庁通達「海岸の区分及び名称の統一について」により、
洲崎(千葉県)から剣崎(神奈川県)を東京湾沿岸、相模湾を含む剣崎から静岡県界を相模灘沿岸としています。

II 海岸線の現況

海岸線は、国土交通省、農林水産省、水産庁の三省庁で所管しています。海岸管理は海岸法第3条により都道府県知事が海岸保全区域を指定し、海岸法第5条により海岸管理者が行うこととなっています。海岸保全区域の区分によって都道府県知事又は、市町村長、漁港管理者の長、港湾管理者の長が海岸管理者となっています。

県内の海岸線延長および海岸保全区域延長は以下のとおりです。

1. 海岸線の延長

県内の海岸線延長および海岸保全区域延長は以下のとおりです。

(平成20年3月31日現在)

(単位：m)

区分 所管別	海岸線延長	海岸保全区域延長 (海岸法第3条により知事が指定した海岸線の延長)			所管
		うち二線堤 ※1	海岸保全区域延長のうち県管理延長		
国土交通省 (河川局)	100,480	49,369	0	49,369	県土整備部砂防海岸課
国土交通省 (港湾局)	261,717	41,478	31	3,345	県土整備部砂防海岸課 横浜市、川崎市、横須賀市
水産庁	63,442	36,605	1,080	19,389	環境農政部水産課 横須賀市など12市町
合計	425,639	127,452	1,111	72,103	

区分 所管別	海岸線延長	海岸保全区域延長 (海岸法第3条により知事が指定した海岸線の延長)			所管
		うち二線堤 ※1	海岸保全区域延長のうち県管理延長		
国土交通省 (河川局)	11,296	4,036	0	4,036	県土整備部砂防海岸課
国土交通省 (港湾局)	253,378	38,133	31	0	横浜市、川崎市、横須賀市
水産庁	15,781	3,880	0	0	横浜市、横須賀市、三浦市
合計	280,455	46,049	31	4,036	

区分 所管別	海岸線延長	海岸保全区域延長 (海岸法第3条により知事が指定した海岸線の延長)			所管
		うち二線堤 ※1	海岸保全区域延長のうち県管理延長		
国土交通省 (河川局)	89,184	45,333	0	45,333	県土整備部砂防海岸課
国土交通省 (港湾局)	8,339	3,345	0	3,345	県土整備部砂防海岸課
水産庁	47,661	32,725	1,080	19,389	環境農政部水産課 横須賀市など12市町
合計	145,184	81,403	1,080	68,067	※3

※1 「二線堤」とは埋立等により陸域に在する海岸保全区域延長です。「海岸保全区域延長」には含まれていますが、「海岸線延長」には含まれていません。

※2 神奈川県には農林水産省農林振興局所管の海岸保全区域はありません。

※3 12市町とは、横須賀市、三浦市、逗子市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、小田原市、葉山町、二宮町、真鶴町、湯河原町、(大磯は漁港区域なし)

※4 海岸線延長には河口部を含まない。

●県土整備部管理 (河川局)

所管別	沿岸名	海岸名	延長 (m)	管理者	指定年月日	告示番号	備考
国土交通省 (河川局)	東京湾	三浦	4,036	神奈川県知事	S34. 4. 9	告示第 213号	
〃	相模灘	〃	2,606	〃	S34. 4. 9	告示第 213号	
〃	〃	横須賀	3,784	〃	S34. 4. 9	告示第 213号	678m H4.3.30 構造改善局から所管換え 263m H12.6.29 河川局と水産庁で交換 (井尻地区)
〃	〃	葉山	2,698	〃	S34. 4. 9	告示第 213号	
〃	〃	逗子	1,507	〃	S34. 4. 9	告示第 213号	
〃	〃	鎌倉	5,931	〃	S34. 4. 9	告示第 213号	
〃	〃	藤沢	5,239	〃	S34.11.12	告示第 716号	
〃	〃	鎌倉	5,931	〃	S40.11.12	告示第 716号	
〃	〃	藤沢	5,239	〃	S35. 3.22	告示第 138号	
〃	〃	茅ヶ崎	4,793	〃	S44.12.23	告示第 920号	
〃	〃	茅ヶ崎	4,793	〃	S35. 3.22	告示第 138号	
〃	〃	茅ヶ崎	4,793	〃	S38. 9.20	告示第 617号	
〃	〃	茅ヶ崎	4,793	〃	S35.12.23	告示第 920号	
〃	〃	平塚	3,033	〃	S35. 3.22	告示第 138号	
〃	〃	平塚	3,033	〃	S44.12.23	告示第 920号	
〃	〃	大磯	4,637	〃	S35. 3.22	告示第 138号	
〃	〃	二宮	2,333	〃	S35. 3.22	告示第 138号	
〃	〃	小田原	6,818	〃	S35. 3.22	告示第 138号	
〃	〃	小田原	6,818	〃	H 2. 4. 1	告示第 322号	
〃	〃	湯河原	1,954	〃	S34. 4. 9	告示第 213号	
〃	〃	湯河原	1,954	〃	S43.12.17	告示第 861号	
小計			49,369				

●県土整備管理 (港湾局)

所管別	沿岸名	海岸名	延長 (m)	管理者	指定年月日	告示番号	備考
国土交通省 (港湾局)	相模灘	葉山港	257	神奈川県知事	S34. 4. 9	告示第 213号	
〃	〃	湘南港	1,586	〃	S34. 3.22	告示第 138号	
〃	〃	湘南港	1,586	〃	S44.12.16	告示第 902号	
〃	〃	大磯港	652	〃	S35. 1.29	告示第 50号	
〃	〃	真鶴港	850	〃	S35. 1.29	告示第 50号	
〃	〃	真鶴港	850	〃	H 7.12. 1	告示第 993号	
小計			3,345				

県土整備部管理 計			52,714				
-----------	--	--	--------	--	--	--	--

●環境農政部管理

所管別	沿岸名	海岸名	延長 (m)	管理者	指定年月日	告示番号	備考
水産庁	相模灘	三崎漁港	15,489	神奈川県知事	S36. 8. 1	告示第 435号	
〃	〃	三崎漁港	15,489	〃	S42. 1.27	告示第 71号	
〃	〃	三崎漁港	15,489	〃	S44. 7.16	告示第 514号	
〃	〃	三崎漁港	15,489	〃	H 3.11.15	告示第 949号	
〃	〃	小田原漁港	3,900	〃	S35. 4. 1	告示第 175号	
〃	〃	小田原漁港	3,900	〃	H 4. 9. 8	告示第 796号	
小計			19,389				

●市町管理

所管別	沿岸名	海岸名	延長 (m)	管理者	指定年月日	告示番号	備考
国土交通省 (港湾局)	東京湾	川崎港	13,515	川崎市 長	S37. 8.21	告示第 465号	
〃	〃	横須賀港	24,618	横須賀市 長	S35. 3.29	告示第 167号	
〃	〃	横須賀港	24,618	〃	S37. 9.18	告示第 515号	
〃	〃	横須賀港	24,618	〃	H 8.11.29	告示第 972号	
〃	〃	横須賀港	24,618	〃	H10. 4.28	告示第 404号	
〃	〃	横須賀港	24,618	〃	H14. 7.16	告示第 480号	
〃	〃	横須賀港	24,618	〃	H20. 8.22	告示第 482号	
小計			38,133				

所管別	沿岸名	海岸名	延長 (m)	管理者	指定年月日	告示番号	備考
水産庁	東京湾	北下浦漁港	3,880	横須賀市 長	S35. 4. 1	告示第 175号	
〃	相模灘	間口漁港	805	三浦市 長	S46. 5.25	告示第 4269号	
〃	〃	初声漁港	555	〃	S34. 4. 9	告示第 213号	
〃	〃	長井漁港	2,549	横須賀市 長	S35. 4. 1	告示第 175号	
〃	〃	佐島漁港	4,663	〃	S34. 5.19	告示第 306号	
〃	〃	秋谷漁港	1,069	〃	S35. 4. 1	告示第 175号	
〃	〃	久留和漁港	656	〃	〃	〃	
〃	〃	小坪漁港	1,051	逗子市 長	S36. 6.16	告示第 340号	
〃	〃	腰越漁港	988	鎌倉市 長	S52. 1.14	告示第 17号	
〃	〃	片瀬漁港	142	藤沢市 長	S35. 3.22	告示第 138号	H6.2.21 旧建設省から所管換
〃	〃	茅ヶ崎漁港	578	茅ヶ崎市 長	S36. 6.16	告示第 340号	
〃	〃	二宮漁港	280	二宮市 長	S35. 3.22	告示第 138号	
小計			17,216				

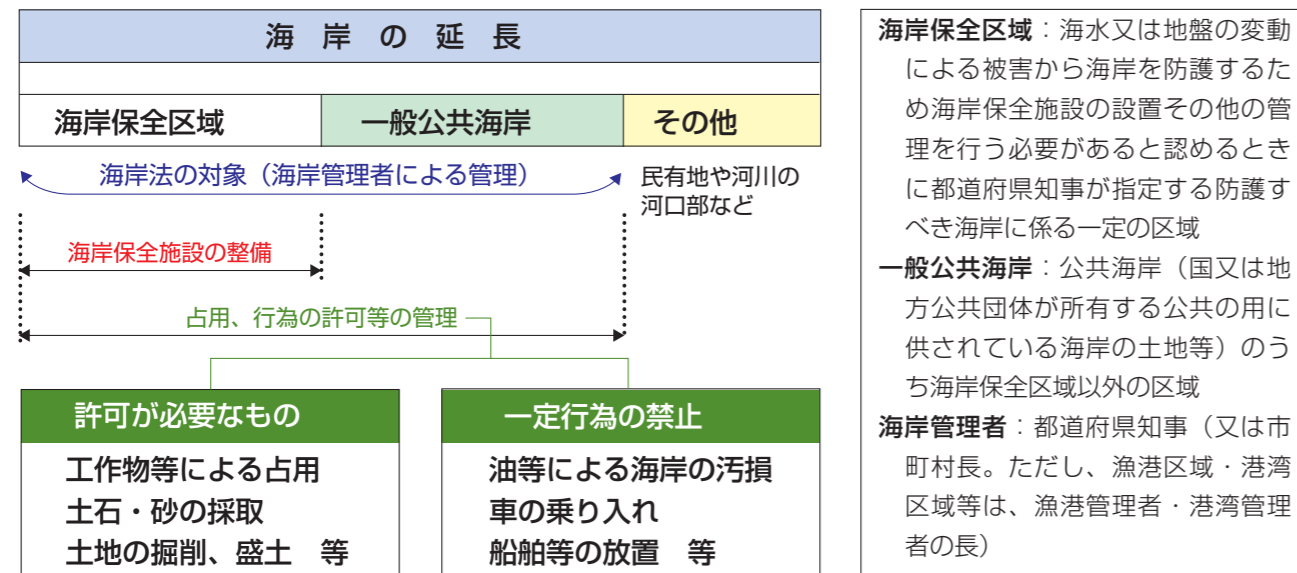
III 海岸の管理・保全

1. 海岸法の概要

海岸法の目的は、「津波、高潮等からの海岸の防護」、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」です。

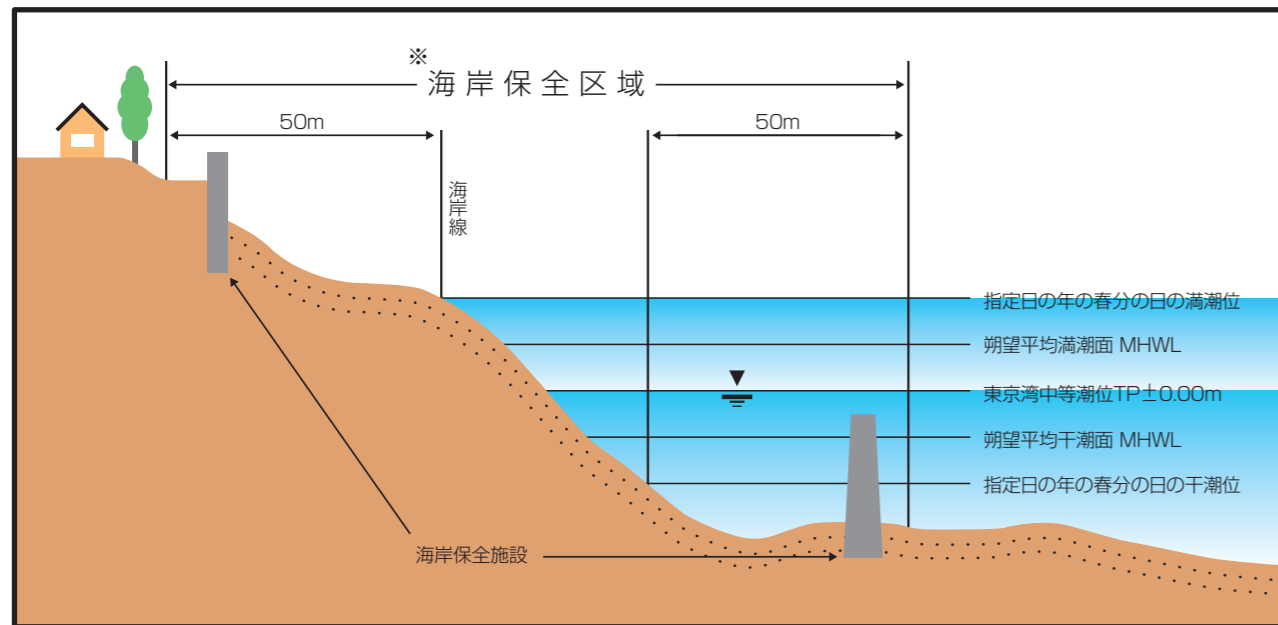
海岸法の対象となる海岸は、「海岸保全区域」と「一般公共海岸」で、海岸管理者による占有や行為の許可などの管理が行われます。

知事が指定する「海岸保全区域」では、海岸を防護するために海岸保全施設の整備などが行われます。



※放置車両・放置船舶等は、原因者不明でも簡易な手続きで売却・破棄等となる場合があります。また、油濁事故の処理などは、その原因者に施行させ又は負担が求められる場合があります。

海岸保全区域とは、津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の安全に資するため知事が指定した海岸の区域をいいます。

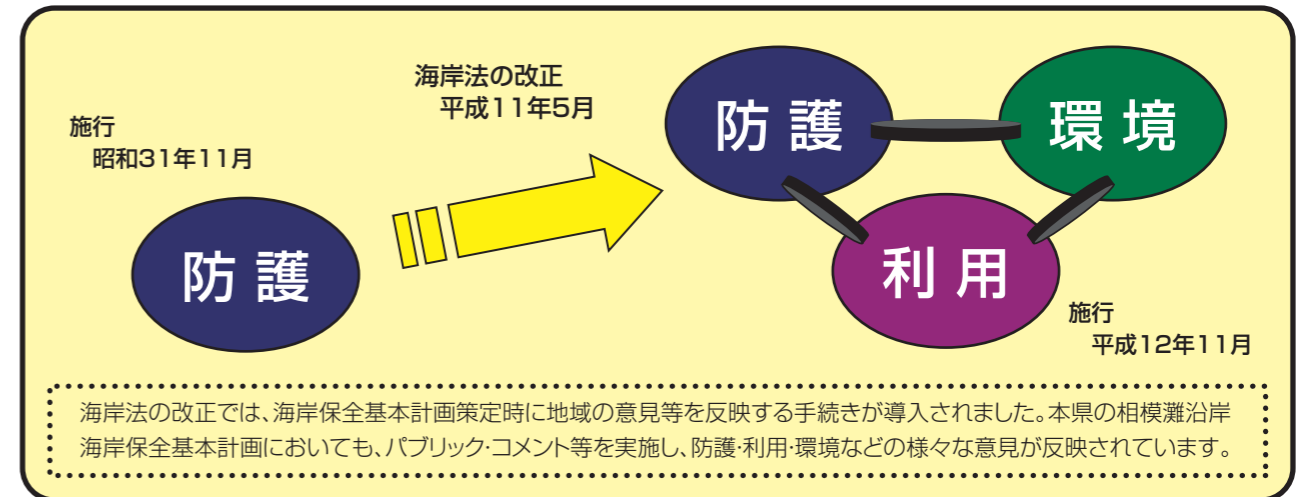


※原則として海岸保全区域の指定については、陸側は（海岸保全区域を）指定する年の春分の日満潮時の水際線から50m陸側まで、また海側は同じく指定する年の春分の日干潮時の水際線から50m沖側までとなっています。ただし地形等の状況で必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ50mをこえて指定する事が出来ます。

2. 海岸保全基本計画

海岸保全基本計画は、国が定めた「海岸保全基本方針」（平成12年5月）に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用の確保の3つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸保全を行うための計画です。

海岸保全基本計画では、「海岸の保全に関する事項」、「海岸保全施設の整備に関する事項」を定めています。



《相模灘沿岸海岸保全基本計画と東京湾沿岸海岸保全基本計画》

神奈川県では、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」と「東京湾沿岸海岸保全基本計画」が定められています。

相模灘沿岸海岸保全基本計画
(平成16年5月策定)

範囲 三浦市剣崎から静岡県境まで(延長約150km)

基本理念 「みんなで守り・楽しみ・伝えよう
相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」

策定者 神奈川県知事

東京湾沿岸海岸保全基本計画
(平成16年8月策定)

範囲 千葉県館山市洲崎から三浦市剣崎まで
(延長約770km、うち県内延長約280km)

基本理念 「地域とともに歩み、人・自然・都市を育む、
安全で美しく、快適な海岸(神奈川県区間)」

策定者 千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事



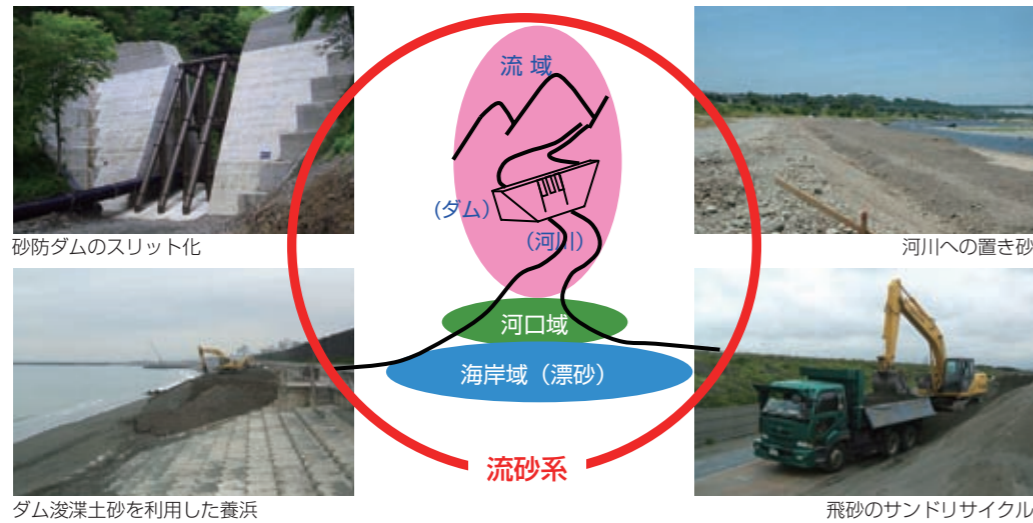
秋谷・立石から富士山を望む

IV 海岸事業の概要

山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり

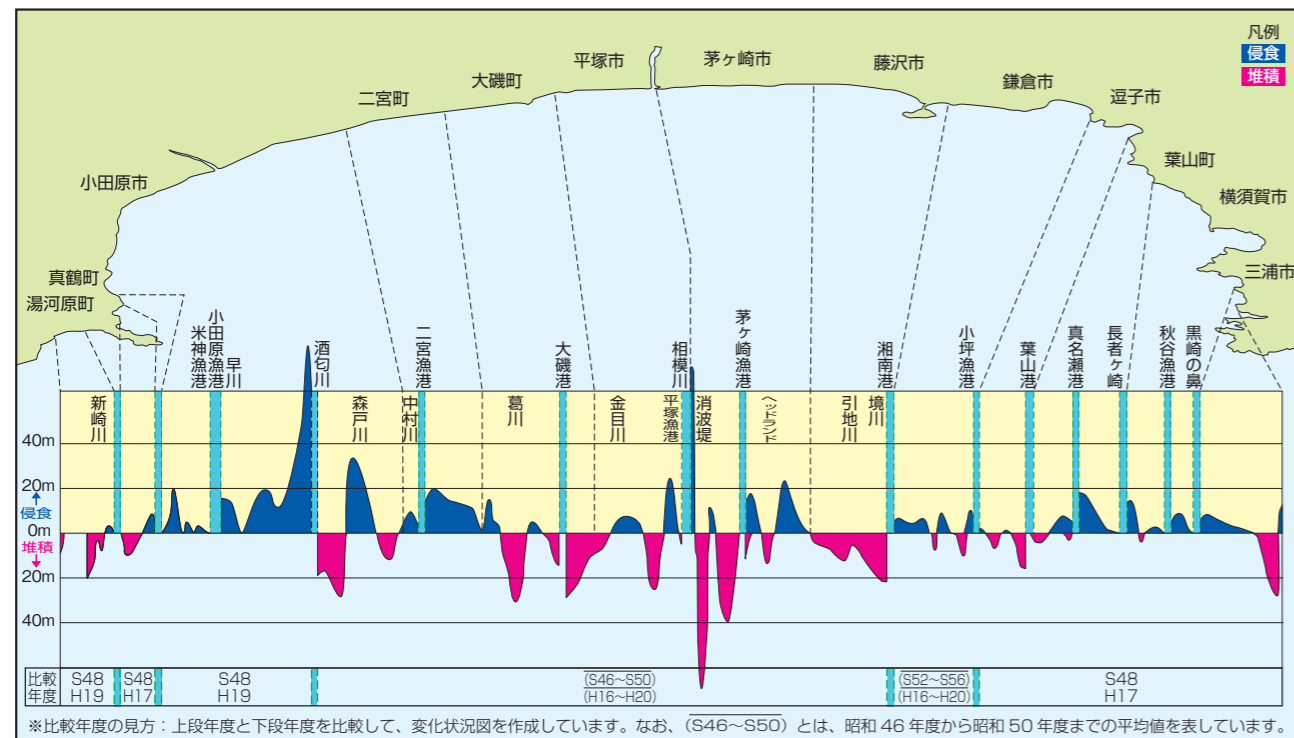
砂浜は、主として河川からの流出土砂が、沿岸漂砂や飛砂によって運ばれ、海岸域に堆積し、発達しました。ところが、河川にはダムが建設され、昭和30年代に大規模な砂利採取が行われるなどの都市開発が進み、流出土砂量が激減したことで砂浜全体が減少し、さらに、漁港や海岸構造物など沿岸漂砂を阻止する施設が建設された結果、局所的な侵食が急速に進行しました。

しかし、ダム、漁港及び海岸構造物などは生活を営む上で必要不可欠な施設であることから、これら施設と連携したサンドバイパスによる養浜など、山、川、海の流砂系が連携した総合的な土砂管理の取り組みを実施しています。



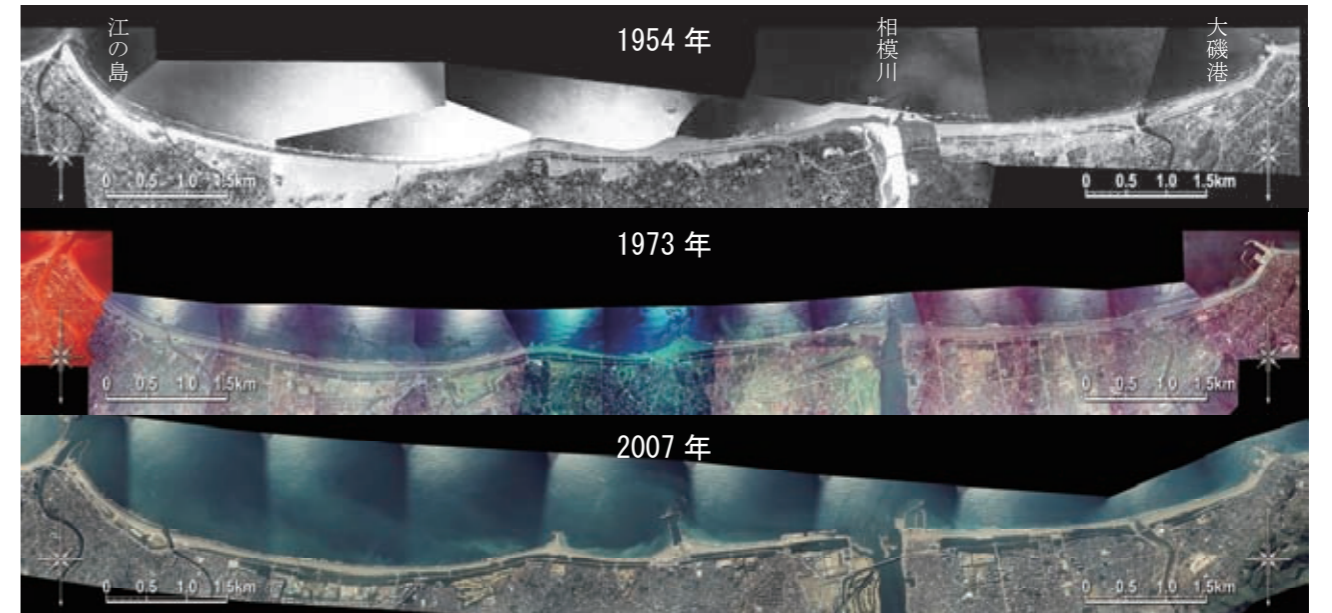
1. 侵食対策事業

相模灘沿岸の海岸線は、侵食が進む傾向にあります。下の図は、湯河原海岸から横須賀海岸における海岸線（汀線）の変化状況図です。



●茅ヶ崎海岸（中海岸地区）

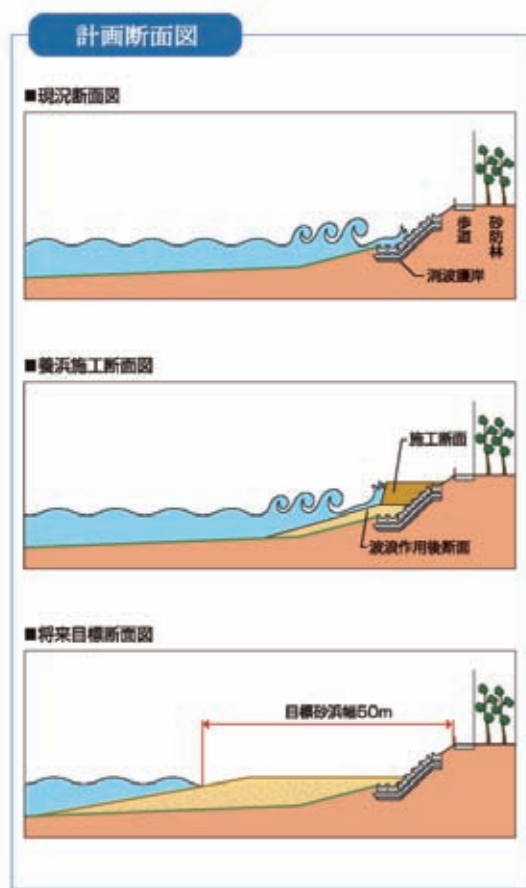
茅ヶ崎海岸の中海岸地区では、昭和30年代より海岸侵食が顕在化し始め、急勾配化した海岸は高波浪を発生させ、過去には護岸が崩壊するなどの被害が生じています。そこで、海岸の侵食を防ぐとともに砂浜の復元を図るため、様々な検討を行ってきており、平成18年度（2006年度）に学識経験者、地元住民、海岸利用者等により構成される「茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会」において、侵食対策計画が立案され、現在、相模ダムの浚渫土砂などを利用した養浜事業を実施しています。



航空写真（神奈川県撮影）



相模川流砂系の実態



養浜事業の概要

目標砂浜幅 最も後退している箇所の砂浜幅を50mまで回復

粒径 砂分と礫分を含む混合粒径

養浜量 年間3万m³を10年間で合計30万m³



養浜前 (H17.12)



養浜後 (H20.9)

●茅ヶ崎海岸（柳島地区）

相模川の河口に近い茅ヶ崎海岸柳島地区は、相模湾の中で最も侵食が著しく、昭和47年（1972年）から63年（1988年）の16年間で最大62mも海岸が後退しました。

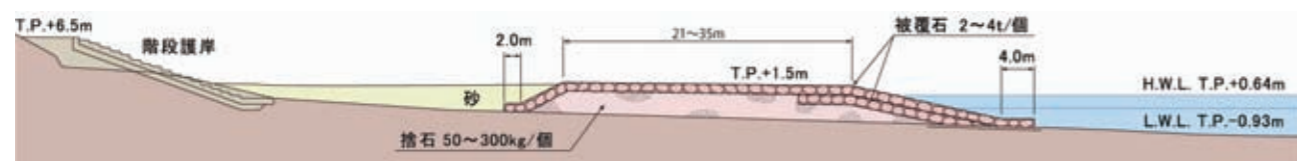
そこで、海岸侵食を防ぐとともに、失われた砂浜を回復し、高潮、波浪等から護岸及び背後地を守るため、砂浜遊び、磯遊び、散策等の海岸利用、環境にも配慮した消波堤の整備を平成2年度（1990年度）から平成18年度（2006年度）まで行いました。



茅ヶ崎海岸柳島地区 (H21.3)



利用状況 (H20.7)

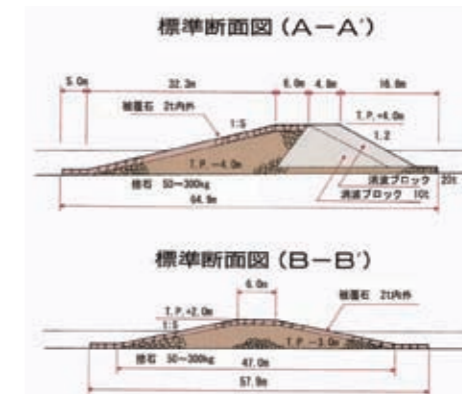
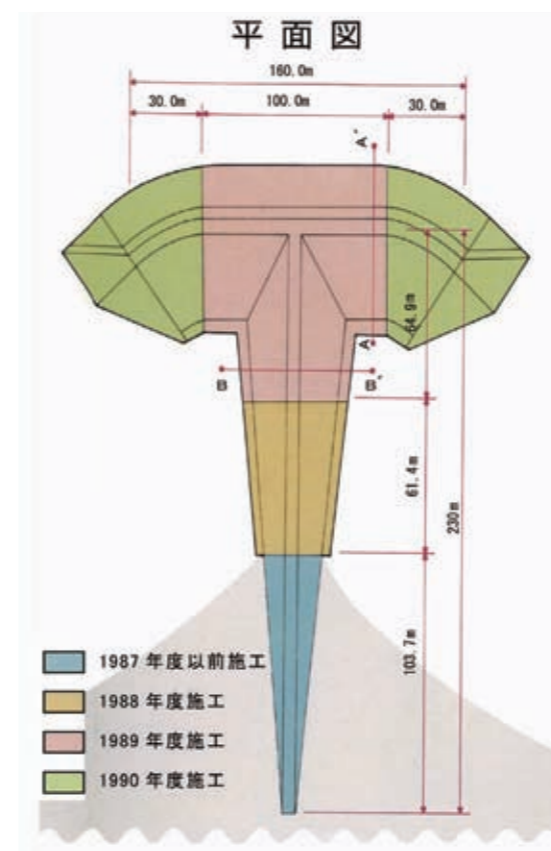


標準断面図

●茅ヶ崎海岸（東海岸南地区）

茅ヶ崎海岸の東海岸南地区では、昭和46年（1971年）から昭和59年（1984年）までの13年間で最大36mも海岸線が後退しました。また、昭和57年（1982年）、平成9年（1997年）の台風による波浪では、海岸の背後に平行して走るサイクリングロードまで被害が及びました。

そこで、海岸の侵食を防ぐとともに、砂浜の復元を図るため、昭和61年度（1986年度）からヘッドランド（人工岬）の整備に着手しました。平成3年（1991年）3月にヘッドランドが完成し、砂浜の回復が見られるなど、防災面及び環境面から事業効果が現れています。



現況 (H21.3) ヘッドランド

●平塚海岸

平塚海岸は、相模川や金目川等から流出する土砂により海岸形状の平衡状態を保ってきましたが、土砂供給量の減少などにより、侵食傾向が現れてきました。

そこで、海岸侵食を防止するために、平成8年度（1996年度）から、防災機能の向上とともに、海浜利用、景観及び親水性に配慮したヘッドランドの整備を行っています。



平塚海岸高浜台地区 (H21.3)



現況 (H19.11) ヘッドランド

●横須賀海岸（秋谷地区）

横須賀海岸の秋谷地区では、昭和50年代後半より海岸侵食が顕在化し始め、砂浜の減少により、高波浪時には海岸に近接した国道134号や民有護岸等で一部被害が生じています。

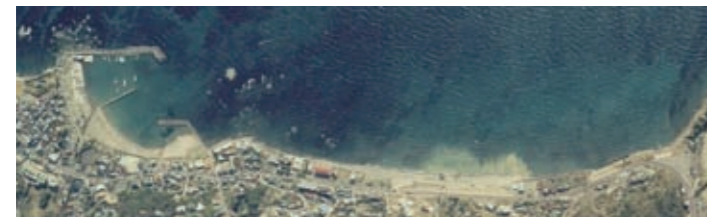
そこで、海岸の侵食を防ぐとともに砂浜の復元を図るため、平成18年度（2006年度）に学識経験者、地元住民、海岸利用者等により構成される「秋谷海岸（久留和地区）保全計画協議会」が設置され、海浜利用、景観及び親水性に配慮した侵食対策計画が立案され、礫による養浜事業を実施しています。



1973年 (S48.10)



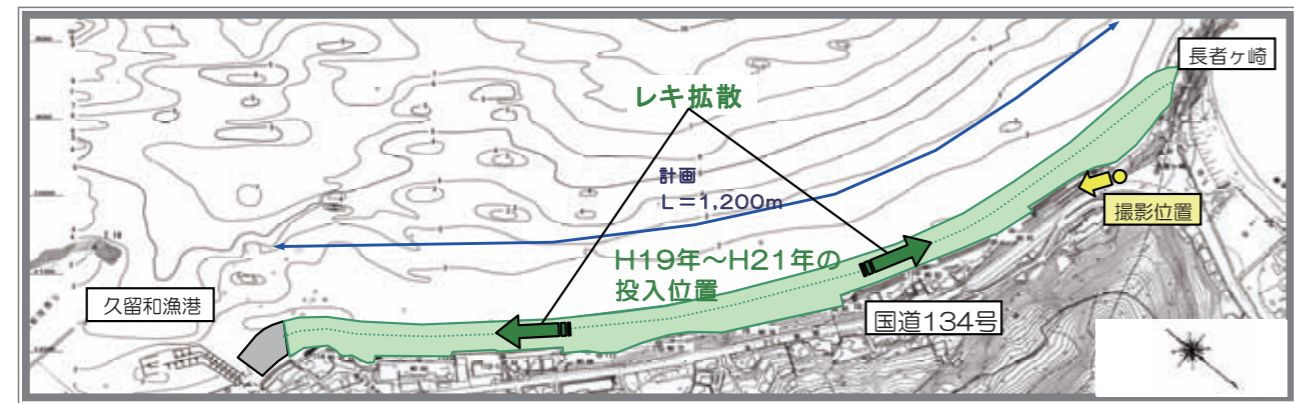
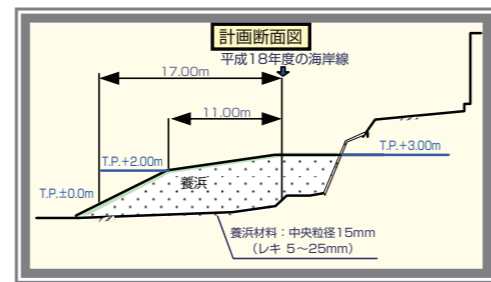
2005年 (H17.1)



2009年 (H21.3)

提言
秋谷海岸（久留和地区）における浜の復活や高波浪時における後背地の防護、優れた環境の保全、散策やサーフィン等の様々な利用の場の創出などの観点から、秋谷海岸（久留和地区）における海岸保全計画について協議を行った結果、当協議会として波による移動量が砂に比べて少ないレキによる養浜を海岸全体に行うことを提言します。

- 提言のポイント**
- 防護・環境・利用のバランスに配慮する。
 - レキにより浜をつくることによって海岸づくりを進めていく。（海域には構造物をつくらない）



養浜前 (H17.5)



養浜後 (H21.4)

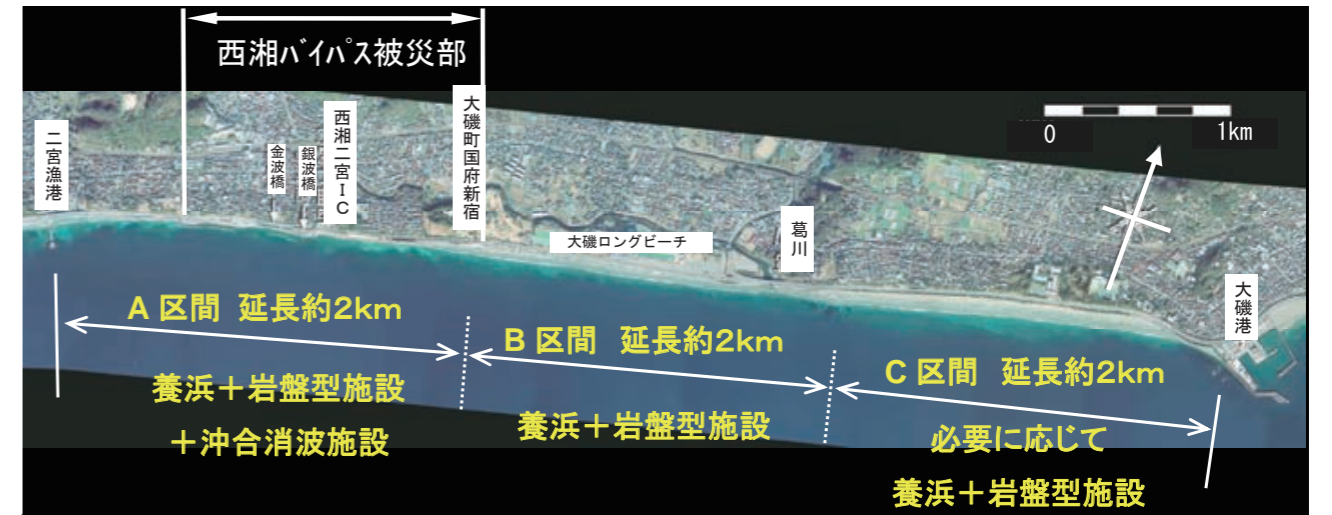
●西湘海岸（大磯・二宮海岸）

平成19年9月の台風9号の影響により、大磯港から二宮漁港までの約6kmにおいて、著しく砂浜が流出しました。

砂浜の早期回復を図るため、県では国と共同で、学識経験者、海岸利用者、地元関係者等の委員で構成する「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、検討を進め、平成20年7月の委員会において、海岸保全対策手法がとりまとめられました。



大磯海岸（葛川河口左岸部）の砂浜変化

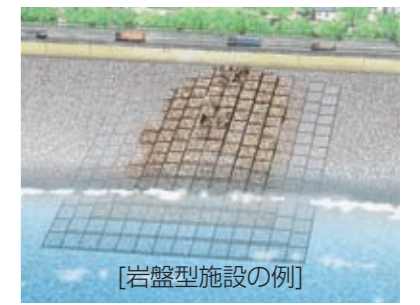


岩盤型施設

昨年9月の台風9号来襲時に、葛川河口の岩盤が、その東側の海岸保全に役立ったことから、岩盤と同様の海岸保全機能を有する工法として今回提案した新工法。

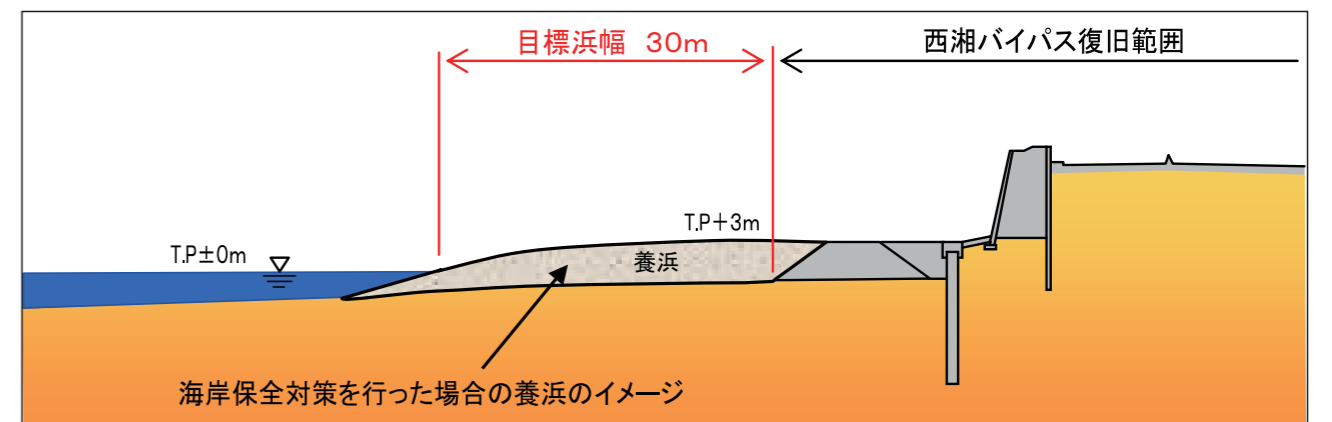
沖合消波施設

離岸堤や人工リーフなど、沖合で波の力を弱め、砂の流出を防ぐ施設。



[岩盤型施設の例]

海岸保全対策手法



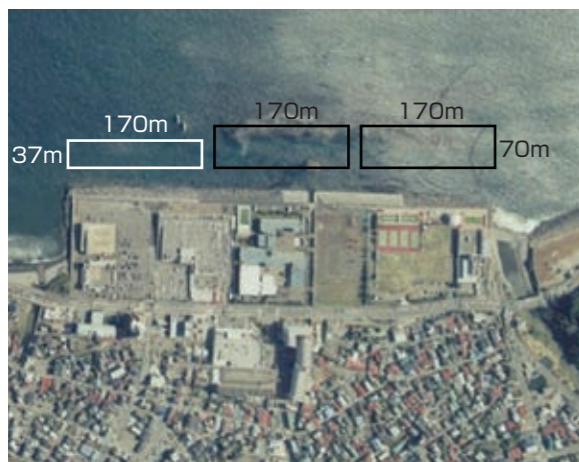
計画断面（西湘バイパス復旧箇所）

2. 高潮対策事業

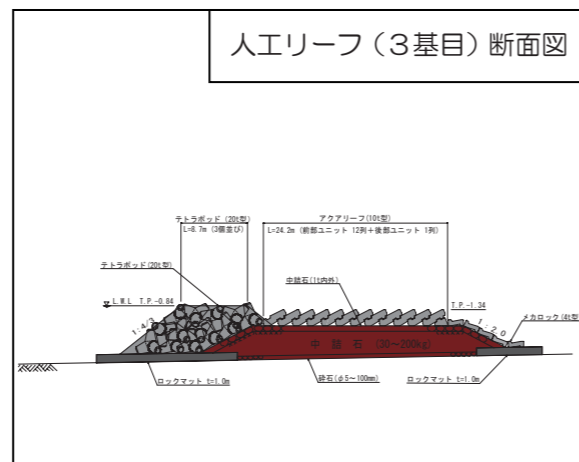
本県の沿岸域は、海岸近くまで住宅地として高度に利用されています。このため、部分的に存在する地盤の低い地域では、台風等の際の高潮・高波や地震時の津波により多くの住民の生命と財産が脅かされています。これらの被害を防止するため、県では堤防、護岸等の整備を進めています。

●湯河原海岸（吉浜地区）

湯河原海岸は、相模トラフによる急深な海底地形により高波浪が発生しやすい海岸で、災害発生の危険性が高く、平成元年度（1989年度）から平成5年度（1993年度）までに人工リーフ2基、平成6年度（1994年度）から平成11年度（1999年度）までに階段護岸180mを整備しています。平成18年度より3基目の人工リーフを整備しています。



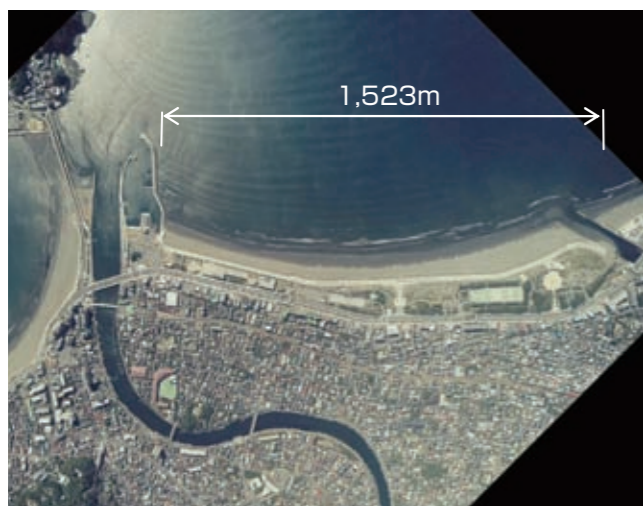
湯河原海岸吉浜地区 (H21.3)



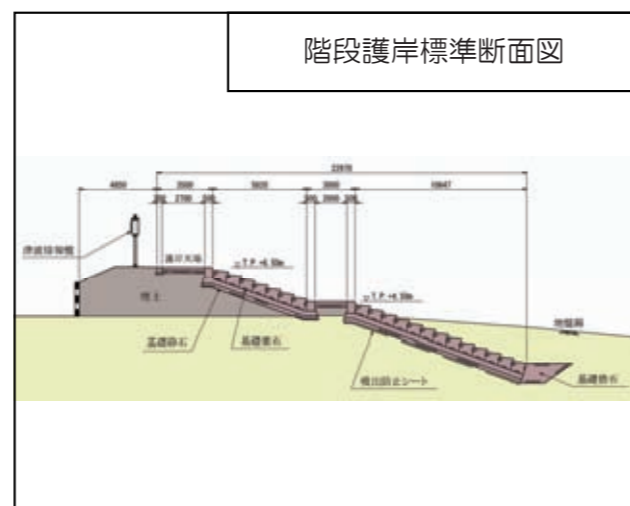
標準断面図

●藤沢海岸（片瀬海岸地区）

藤沢海岸は、湘南地区を代表する海岸で、古くから海水浴や海洋スポーツ等、四季を通じて海浜利用の多い海岸です。しかし、境川と引地川に囲まれた地区は、既設護岸が低く（T.P.+3m）、津波、高潮等による被害が危惧されていました。そこで、平成3年度（1991年度）から、防災機能の向上とともに、海浜利用、景観及び親水性に配慮した緩傾斜護岸（高さT.P.+6.5m）の整備を行い、平成16年度（2004年度）に完成しました。



藤沢海岸片瀬海岸地区 (H21.3)



標準断面図

●葉山海岸（堀内地区）

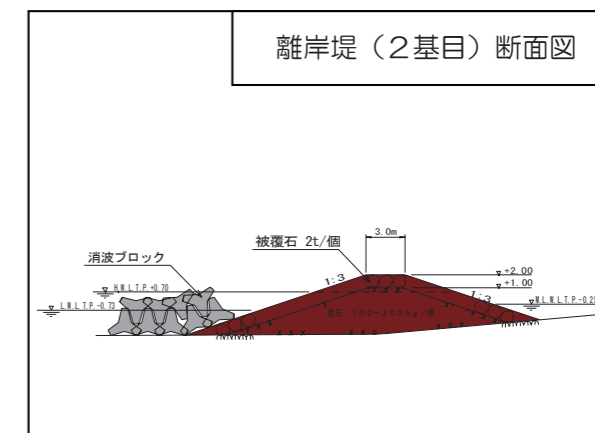
葉山海岸の堀内地区は、背後地には人家が密集しており、海浜部は漁具置き場、網干し場等として利用されています。

当地区は、突堤、民有護岸が整備されているものの、既設護岸高が高潮計画高（T.P.+5m）より低い箇所があり、また砂浜が狭くなっているため高波浪時には越波による被害や、飛沫による塩害が背後住宅に及んでいます。

そこで、これらの被害を防止するために、平成9年度（1997年度）から景観に配慮した離岸堤の整備を行っています。



葉山海岸堀内地区 (H21.2)



標準断面図

●横須賀海岸（長井地区）

横須賀海岸の長井地区の背後は、長井漁港を中心とした人家の集中地帯となっています。当海岸の西側は、昭和37年（1962年）に直立堤による海岸保全施設が整備されていましたが、老朽化が進むとともに堤防の高さが低いことで、度重なる越波による被害や、飛沫による塩害が背後住宅まで及んでいました。

そこで、平成7年度（1995年度）から平成15年度（2003年度）まで、防災機能の向上とともに、海浜利用、景観及び親水性に配慮した堤防（T.P.+5m）を整備しました。



横須賀海岸長井地区 (H17.1)



完成写真 (H21.9)

3. 津波対策事業

本県の沿岸は、古くから地震による津波の被害に遭っており、大正12年（1923年）の大正関東地震では沿岸各地に甚大な津波被害が記録されています。

津波被害を防止するため、護岸や堤防とその背後地とを結ぶ通路などに設置する陸閘の電動化などを推進するとともに、県は、津波浸水予測図の作成し、沿岸の市町では、津波ハザードマップを公表しています。

また、海岸利用者が的確かつ迅速に津波情報を把握するための手段として、津波の浸水予測区域、避難場所や避難路などを地図に記載した津波情報看板などの設置を行っています。

さらに、平成19年4月には、津波啓発コーナーを藤沢土木事務所汐見台庁舎のなぎさギャラリーに設置し、ビデオやパソコン、パネルなどで津波を学ぶことができるようになりました。



大磯港陸閘



【相模湾沿岸】
津波浸水予測図作成
津波ハザードマップ作成
津波情報看板などの設置

神奈川県立生命の星・地球博物館提供



津波情報看板



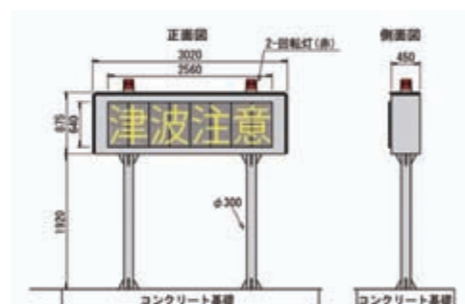
津内ハザードマップ（藤沢市）



海岸気象情報盤



津波啓発コーナー（藤沢土木事務所汐見台庁舎）



海岸気象情報盤構造図

4. 湘南海岸砂防林事業

藤沢市から大磯町に至る湘南海岸では、10月から4月にかけて、強い南西風が吹き荒れます。こうした風による潮風や飛砂の被害を防ぐために、昭和3年から海岸砂防林の植栽が行われ、戦後の復旧を経て、現在では延長11.4kmの広大な海岸緑地に成長しています。

また、県内産の竹を使用した砂防柵（竹す柵）や防風ネットを設置して、美しい白砂青松の風景を創り出す海岸砂防林の保護、育成に努めています。



湘南海岸砂防林（H19.11）



しおさいの森



竹す柵



散水車（下水処理水を活用）



散水状況



ボランティアによる植樹



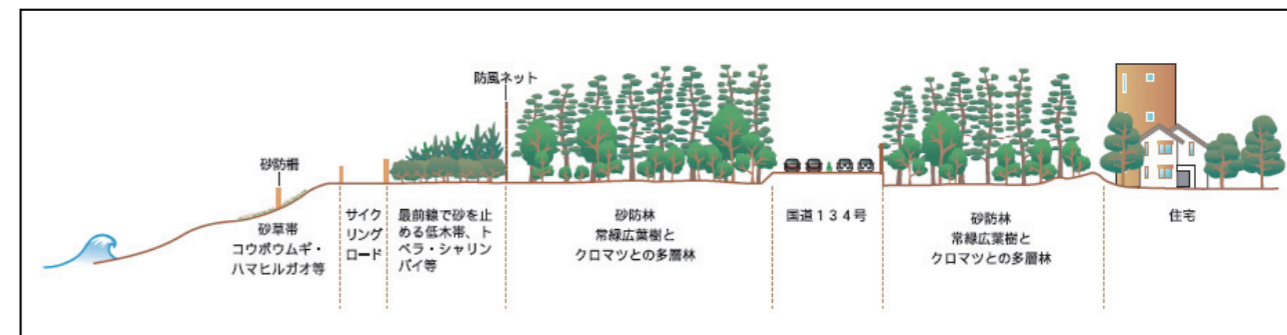
海岸の飛砂



サイクリングロード埋没状況



ボランティアによる堆砂除去



標準断面図

V これからの海岸保全

1. 相模湾のなぎさづくり

県では以下の組織で、海岸侵食をはじめとした、相模湾の諸問題について協議し、解決に向けた取組を行っています。

組織図

「なぎさづくり促進協議会」

- 構成
 - ・ 県知事
 - ・ 沿岸13市町首長
 - ・ 神奈川県議会なぎさ議員連盟
- 平成18年3月設置
- 取組
 - ・ 海岸侵食をはじめとした相模湾沿岸の諸問題対策
 - ・ 国への要望活動

〈相模湾なぎさシンポジウム〉



- 平成18年4月より順次開催
- 目的：地域住民の参画と情報公開及び、地域と一体となった“なぎさづくり”を進める。

〈相模湾沿岸海岸保全連絡調整会議〉

- 構成
 - ・ 神奈川県(海岸、港湾、漁港)
 - ・ 沿岸13市町
- 平成17年3月設置
- 取組：海岸侵食問題対策

※ 沿岸13市町：横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町

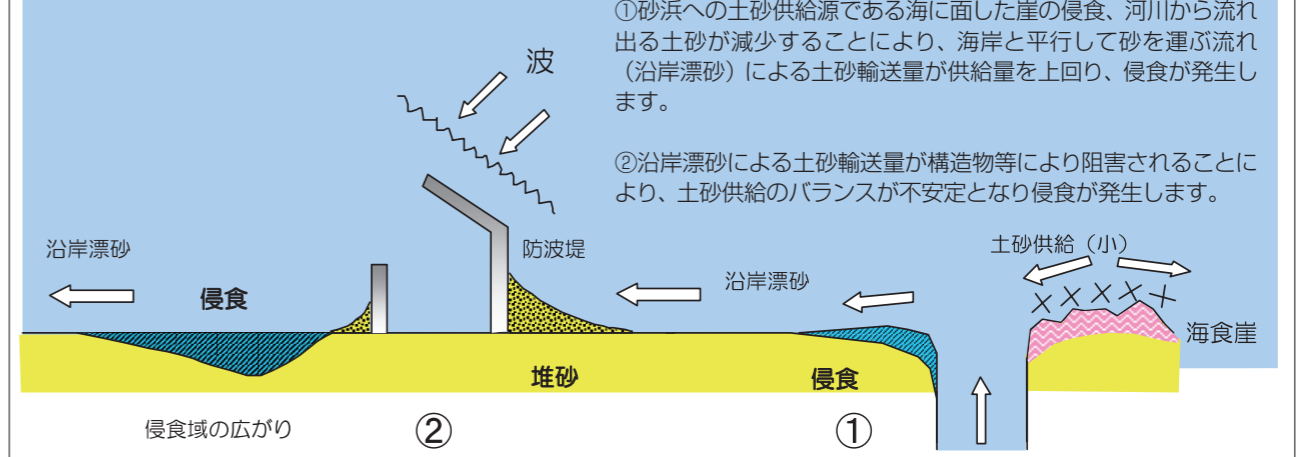
相模湾なぎさシンポジウムの概要

- 第1回
 - テーマ：相模湾のなぎさづくり～山・川・海の連続性を捉えて～
 - 開催地：藤沢市
 - 開催日：平成18年4月23日(日)
- 第2回
 - テーマ：海とくらし
 - 開催地：横須賀市
 - 開催日：平成18年12月3日(日)
- 第3回
 - テーマ：海岸保全施設のあり方について
 - 開催地：小田原市
 - 開催日：平成19年8月19日(日)
- 第4回
 - テーマ：明日の海岸を考える～これからのなぎさづくり
 - 開催地：平塚市
 - 開催日：平成20年2月10日(日)
- 第5回
 - テーマ：海岸の防護・環境・利用の調和
 - 開催地：鎌倉市
 - 開催日：平成20年12月7日(日)
- 第6回
 - テーマ：世界から見た湘南海岸～砂浜の保全に向けて～
 - 開催地：茅ヶ崎市
 - 開催日：平成21年11月14日(土)

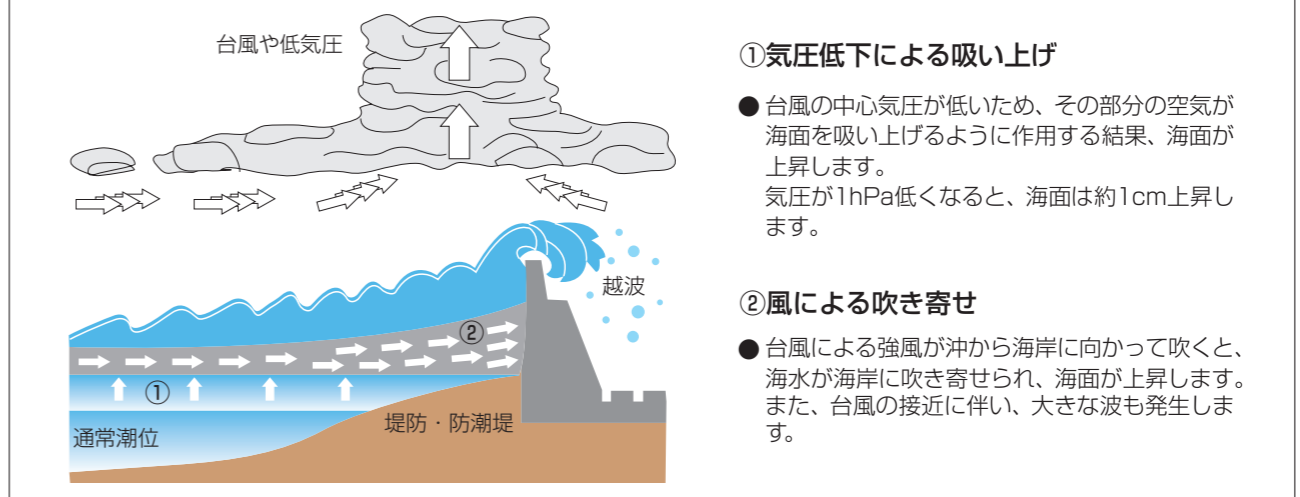
〈参考〉津波・高潮・侵食はなぜ起こるのか？

侵食とは？

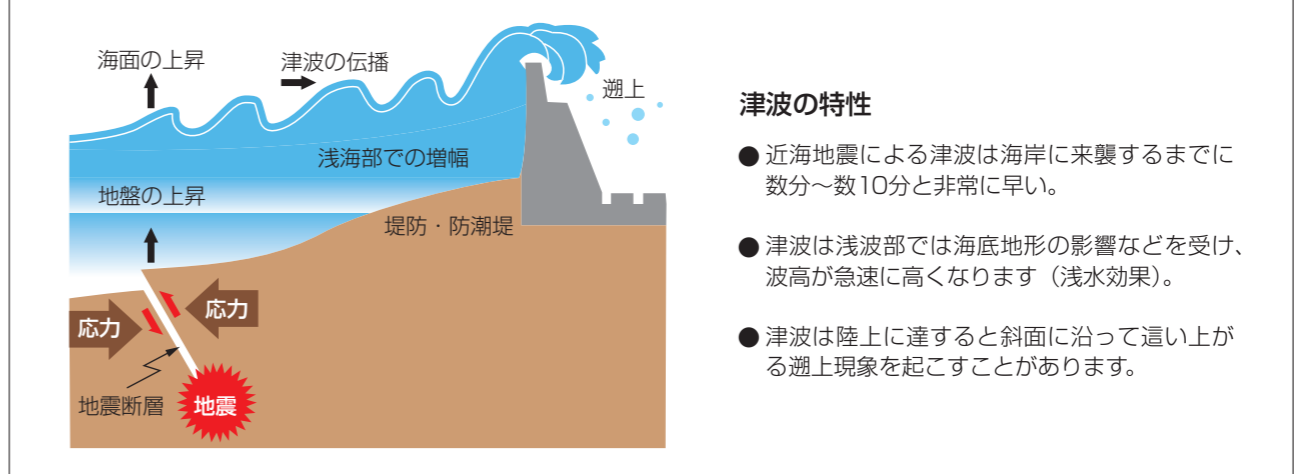
侵食メカニズム模式図



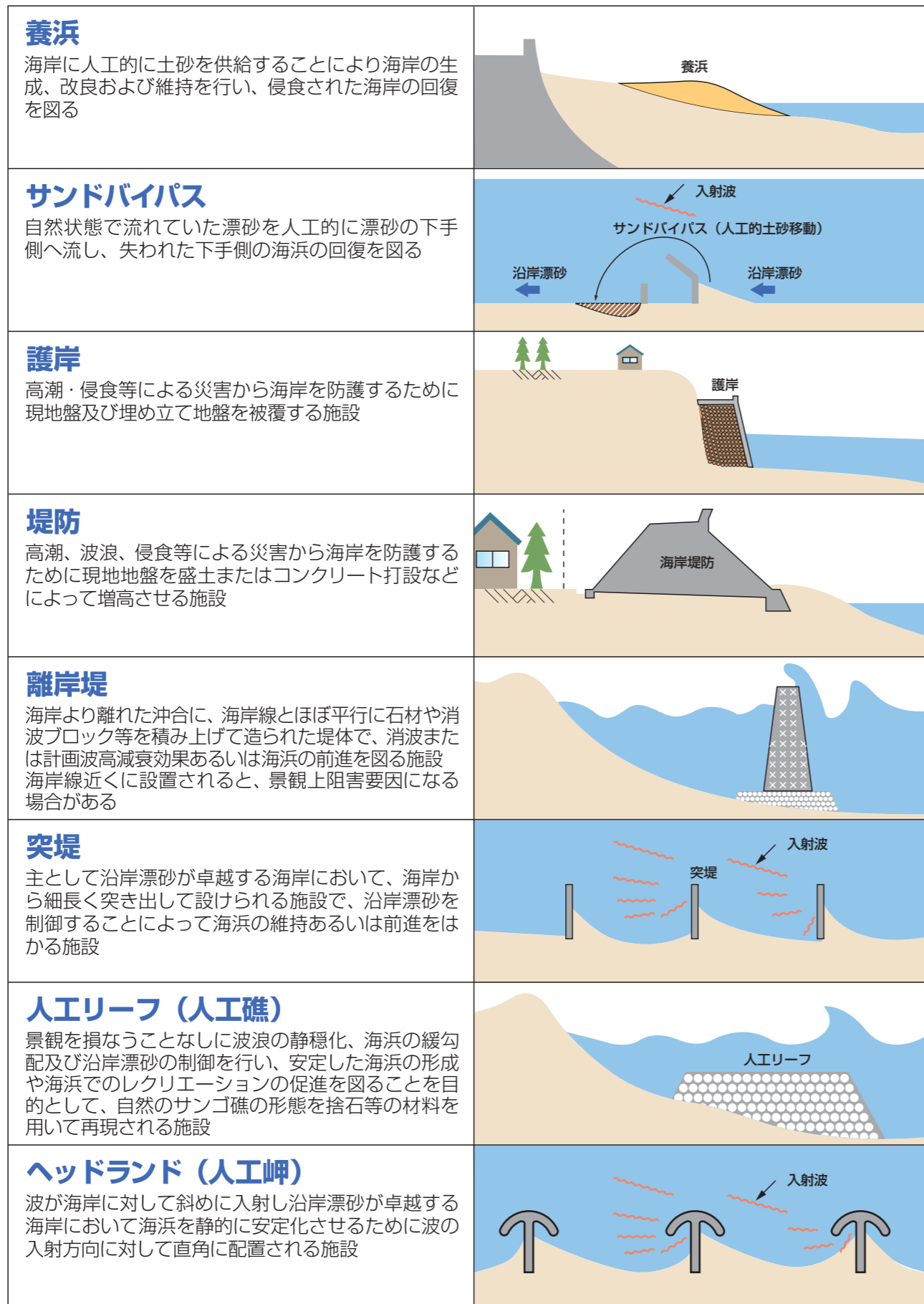
高潮とは？



津波とは？



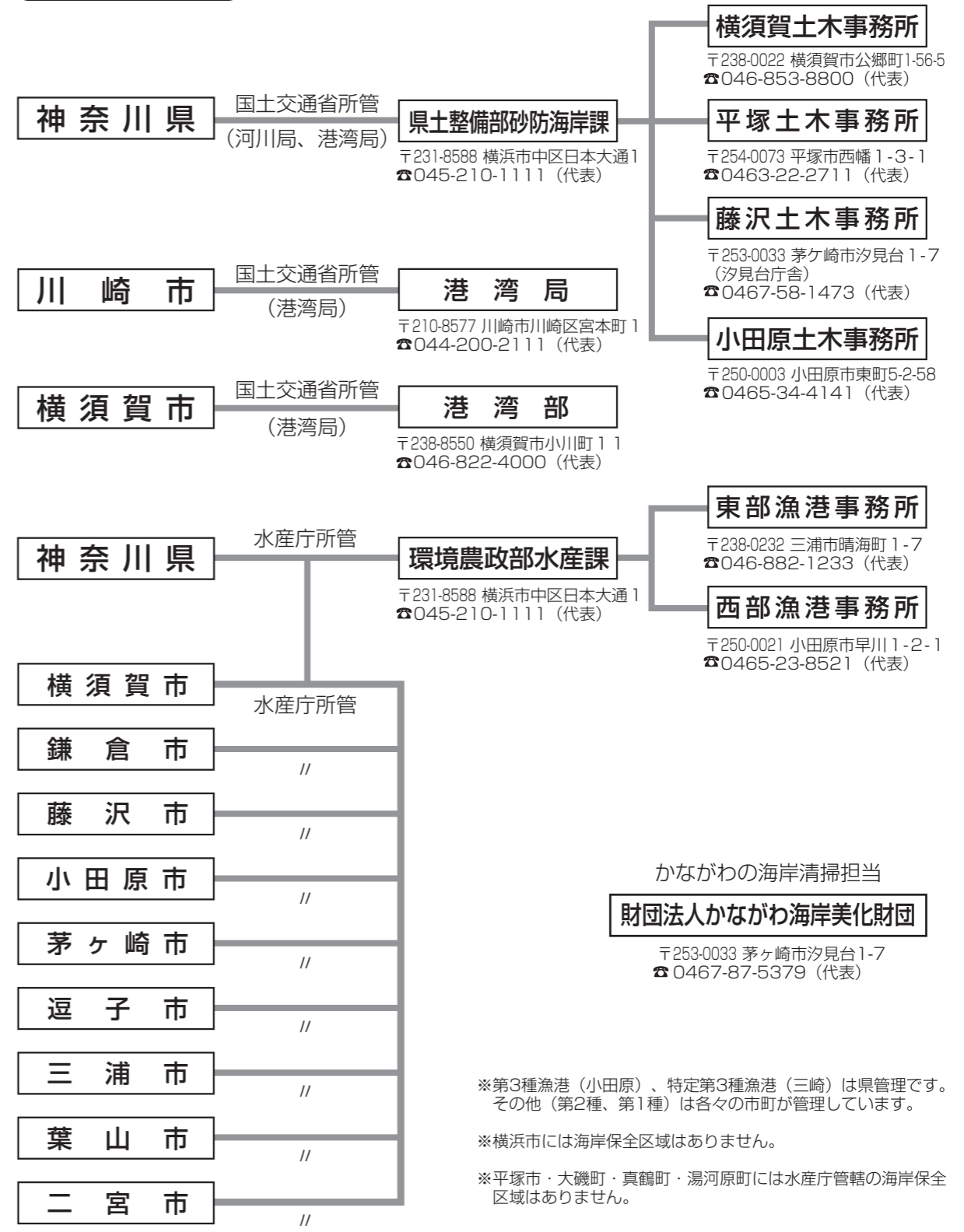
〈参考〉 海岸保全工法



付録

海岸の管理組織図

海岸管理者





提供：京浜河川事務所



提供：京浜河川事務所

